

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人長与謹三の上告理由第一点、第二点について。

民法八二六条にいう利益相反行為に該当するか否かは、親権者が子を代理してな  
した行為の外形によつて決すべきであり、その行為の実質的な効果を願慮して決す  
べきものでないことは、当裁判所の判例とするところであつて（最高裁昭和三四年  
(才)第一一二八号、同三七年一〇月二日第三小法廷判決、民集一六巻一〇号二〇  
五九頁参照)、いまこれを変更する要を認めない。その他の所論は、原審が適法に  
確定した事実と相容れない事実を主張して、原審の専権に委ねられた証拠の取捨判  
断および事実の認定を非難するにすぎない。論旨は、いずれも、採用するを得ない。  
よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の  
とおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太 郎